

## 中国における 意匠権評価報告書の取得と活用について

意匠委員会  
第1小委員会\*

**抄録** 中国における意匠専利権評価報告書（以下、評価報告書）は、意匠権付与の要件に合致するか否かを国家知識産権局が分析・評価し、作成されるものです。最近では裁判や、EC（E-commerce）サイトでの模倣品に対して意匠権に基づく出品削除申請を行う際に提出を求められることがあり、取得件数は増加する傾向にあります。2017年には、12,348件もの評価報告書の請求がなされています。そこで、評価報告書の取得と活用を中心に、Q&A形式で解説します。

**Q 1** 中国の評価報告書とはどのようなものですか？

**A 1** 請求があった場合に国家知識産権局が発行する意匠権の書誌的事項、検索範囲や検索結果、意匠権付与の要件に合致するか否かの判断などを記載した文書です。詳細は、評価報告書の和訳サンプルを文末に表示していますので参照してください。

**Q 2** 評価報告書はどのような意匠権に対して請求できますか？

**A 2** 2009年10月1日以降の意匠出願であって、登録公告がなされた意匠権に対して評価報告書の請求ができます。

**Q 3** 評価報告書は誰が請求することができますか？

**A 3** 権利者と利害関係人が請求することができます。利害関係人の例として、専利実施独占許諾契約の被許諾人および意匠権者に起訴権を付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人が挙げられています（「専利審査指南

2010」第五部分 第十章 2.2)。そのため、現時点では、評価報告書を請求できる利害関係人は権利者側だけであり、侵害訴訟の被控訴人は請求することができません。ただし、中華人民共和国専利法改正案（草案）において、権利者と被控訴人の双方が評価報告書を請求できる制度への改正が検討されていますので、今後の動向に注意する必要があります。

**Q 4** 評価報告書を取得するための具体的な手続きを教えてください。

**A 4** 専利権評価報告請求書と関連証明書類を国家知識産権局に提出します。専利権評価報告請求書には、意匠権の番号、権利者、意匠の名称などの書誌的事項や、請求人、代理人に関する情報を記入します。関連証明書類としては、①委任状、②専利実施許諾契約に係る書類、③訴訟に関する証明書類があります。代理人が、意匠の出願代理人と異なる場合には①が必要となり、請求人が利害関係人の場合には

\* 2018年度 The First Subcommittee, Design Committee

②や③が必要となります。

**Q 5** 評価報告書を取得するのに要する費用と期間を教えてください。

**A 5** オフィシャルフィーは2,400円です。国家知識産権局が評価報告書の作成に要する期間は、請求書の受領から2ヶ月以内と規定されています（「専利法実施細則」第57条）。

**Q 6** 評価報告書を具体的にどのようなときに使いますか？

**A 6** 訴訟や税関差止め、ECサイトでの出品削除申請等を行う際に、評価報告書の提出を求められることがあります。また、意匠権侵害者に対し警告等を行う場合において、評価報告書により権利の有効性を示すことが可能です。

**Q 7** 評価報告書の提出が求められるECサイトの具体例を教えてください。

**A 7** Taobao, TMALL, TMALL GLOBAL, 1688, Alibaba, AliExpress, JD(京東), 拼多多等のECサイトで評価報告書が必要になります。

**Q 8** 評価報告書を第三者が閲覧することはできますか？

**A 8** 評価報告書は、国家知識産権局の特許検索システム（<http://cpquery.sipo.gov.cn/>）でユーザー登録をすれば誰でも閲覧することができます。

**Q 9** 評価報告書に法的拘束力はありますか？

**A 9** 評価報告書に法的拘束力はありません。訴訟や無効審判での権利の有効性判断にあたり、あくまで国家知識産権局の見解として考慮されます。なお、評価報告書は現地

代理人による鑑定書と比較し、証拠として高く評価されることが一般的です。

**Q 10** 評価報告書は複数回取得できますか？

**A 10** 評価報告書は同一の意匠権に対して、1回のみ作成されることとなっているため、複数回の取得はできません（「専利法実施細則」第57条）。

**Q 11** 評価報告書の修正ができますか？

**A 11** 請求人は評価報告書を受け取ってから2ヶ月以内に限り、評価報告書に対する訂正の請求を申し立てることができます（「専利審査指南2010」第五部分 第十章 6）。

評価報告書内に、以下の誤りがある場合に、訂正を行えます。

- ①書誌的事項の情報又は文字が間違っている
- ②専利権評価報告の作成手続が間違っている
- ③法の適用が明らかに間違っている
- ④結論が依拠した事実の認定が明らかに間違っている
- ⑤その他訂正すべき誤り

**Q 12** 評価報告書の訂正を請求するための具体的な手続きを教えてください。

**A 12** 評価報告書の訂正を請求する場合は、意見陳述書の形で書面によって、訂正すべき内容及び訂正の理由を提出する必要があります。意見陳述書の様式は特に決まっていますが、専利書類（意匠図面等）の修正はできません（「専利審査指南2010」第五部分 第十章 6.2）。

意見陳述書では、評価報告書に記載された引用文献や結論に対して意見を陳述します。その際、意匠権の有効性の判断に訂正すべき誤りがある場合には、自己に有利にはたらくと推測で

きる裁判例、無効審決等の内容を用いて意見陳述を行います。ただし、一般的に評価報告書の結論を覆すことができる可能性は低いとされています。

**Q 13** 評価報告書が否定的見解であり、修正ができない場合に、どのような対策が取れますか？

**A 13** 否定的見解を受けた自身の意匠権に無効審判を請求し、有効審決を得る対策があります。有効審決を得ることができれば、訴訟や税関差止め、ECサイトでの出品削除申請等を行う際に、意匠権が有効であることの証拠として提出することができます。審決は評価報告書の見解よりも優先されます。

**Q 14** 評価報告書を取得する際に注意すべき点はどのような点ですか？

**A 14** 上述の通り評価報告書は、1回しか取得することができず、自己に不利な内容だった場合の修正が難しく、第三者も閲覧が可能なため、訴訟等の手続で必要となったときに取得することが望ましいです。

なお、自己の意匠権の新規性など権利の有効性に不安を感じる時は、事前に、検索報告書\*

や現地代理人の鑑定書により自己の権利の有効性を確認してから評価報告書を取得することをお奨めします。

\*検索報告書とは、国家知識産権局専利検索咨询中心（CNIPA直轄機関）による調査報告書です。その特徴は以下の通りとなります。

- ①評価報告書と同様に法的拘束力はありません。
- ②評価報告書と異なり、第三者の権利の有効性を確認するために請求することができます。
- ③評価報告書と異なり、検索報告書の内容を第三者は閲覧することができません
- ④自己に不利な内容だった場合は、再度請求することができます。第三者の権利に対する請求の際には、自己に有利にはたらく先行意匠等の資料を提出することもできます。

まとめ ECサイトでの出品削除申請等、意匠権活用の検討時にあらかじめ評価報告書を取得しておくことで、意匠権活用可否の可能性を把握することができ、意匠権の活用の際には有効な手段です。一方で、評価報告書は、修正が難しく、第三者が閲覧可能であるため、取得には十分な検討が必要です。そのため、戦略的活用を視野に入れて評価報告書を取得しましょう。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

参照 中華人民共和国知識産権局 意匠専利権評価報告書（和訳サンプル）

専利番号：ZL20_____	出願日：____年__月__日	優先日：____年__月__日
授權公告日：____年__月__日	意匠の名称：○○○○○○○○	
専利権者：○○○○○○○○	請求人：○○○○○○○○	
請求日：____年__月__日	形式審査合格日：____年__月__日	
評価報告は計__頁	<input checked="" type="checkbox"/> 報告で引用される各関係書類のコピーを__部添付	
この専利権評価報告は行政決定ではなくて、当事者はこの専利権評価報告に関して行政再議および行政訴訟を提示してはならない。		
<p>評価対象の書類</p> <input checked="" type="checkbox"/> 授權報告とともに公布された専利書類 <input type="checkbox"/> 第____号無効宣告請求審査決定に関わる効力発生の無効宣告請求審査決定による有効が維持される専利書類		
<p>検索対象の意匠</p> <input checked="" type="checkbox"/> 全ての意匠____； <input type="checkbox"/> 主題が専利法第5条第25条に規定される範囲に該当するので、意匠設計____は検索されない； <input type="checkbox"/> 専利法第2条第4条に規定される対象に該当しないので、意匠設計____は検索されない； <input type="checkbox"/> イメージまたは写真が特許の保護を請求している製品の外観設計を明確に表示しないので、意匠設計____は検索されない；		

A.意匠の種類 <span style="float:right">※ここにロカルノ分類が入ります※</span>					
B.検索分野 <span style="float:right">※ここに検索対象としたロカルノ分類が羅列されます※</span>					
C.検索の際に調べられた電子データベース（データベースの名称および/または使用された検索式） 1985年9月10日から20__年__月__日までの『中国意匠登録公報』、 2000年1月17日から20__年__月__日までの『日本意匠登録公報』、 2000年1月15日から20__年__月__日までの『韓国意匠登録公報』、 2000年1月4日から20__年__月__日までの『米国意匠登録公報』、 および2000年2月1日から20__年__月__日までの『WIPO意匠登録公報』					
D.関係書類					
種別*	文献番号または書類名称 (定期刊行物巻番号/期番号を含む)	公開/出版/ 発行日付	類別	関係部分	関わる意匠
A	CN_____巻__号	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	CN_____巻__号	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	CN_____巻__号	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	US_____	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	US_____	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	US_____	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	JPD_____	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	JPD_____	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	JPD_____	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	http://www.xxxxxxxxxxxx	20__-__-__	__-__	全体	全部
A	http://www.xxxxxxxxxxxx	20__-__-__	__-__	全体	全部
<input checked="" type="checkbox"/> その他の関係書類は続頁1を参照されたい。					

*引用文献の専用類型：	
「X」単独に意匠専利が専利法第23条第1項および/または第2項の規定を満たさないことを招来する文献；	「A」背景文献、即ち、意匠を反映する一部の文献または関係文献；
「Y」報告における他の現有設計書類を組み合わせて意匠専利が専利法第23条第2項の規定を満たさないことを招来する文献；	「E」意匠専利と同一または実質的に同一の抵触出願文献；
「R」出願日に専利局に提出された同様の発明創造に該当する意匠専利文献；	「P」公開日が意匠専利の出願日と請求される優先日との間にある中間書類、または、意匠専利の優先日を確かめる必要を招来し得る文献。

E. 専利権を付与する条件を満たすか否かについての初歩結論および初歩結論に対する具体的な説明および解釈

1. 初歩結論：

全ての意匠は専利権を付与する条件を満たさない欠陥が無い。

全ての意匠は専利権を付与する条件を満たさない。

当該意匠の\_\_\_\_\_は専利権を付与する条件を満たさなく、当該意匠の\_\_\_\_\_は専利権を付与する条件を満たさない欠陥が無い。

具体的には、専利権が付与される範囲に該当しない欠陥は以下の通りである：

意匠\_\_\_\_\_は専利法第5条第1項に規定される専利権を付与しない範囲に該当する。

意匠\_\_\_\_\_は専利法第25条第1項第6号に規定される専利権を付与しない範囲に該当する。

意匠\_\_\_\_\_は専利法第2条第4項の規定を満たさない。

意匠\_\_\_\_\_は専利法第23条第1項の規定を満たさない。

意匠\_\_\_\_\_は専利法第23条第2項の規定を満たさない。

意匠\_\_\_\_\_は専利法第9条の規定を満たさない。

意匠\_\_\_\_\_は専利法第27条第2項の規定を満たさない。

意匠\_\_\_\_\_は専利法第33条または専利法実施細則第43条第1項の規定を満たさない。

2. 初歩結論についての具体的な説明及び解釈：

専利法第23条第1項は、「専利権を付与する意匠は、現有設計に属しておらず、また同様の意匠がいかなる単位又は個人により出願日前に国务院専利行政部門に出願され、且つ出願日以後に公告された専利書類中に記載されていないものでなければならない。」と規定している。本意匠は対比設計と同一ではなく、且つ実質的に同一ではない場合、本意匠は現有設計に属さなく対比設計と同一な意匠に属しないと認められる。

専利法第23条第2項は、「専利権を付与する意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比較して顕著な区別を備えるものでなければならない。」と規定している。具体的には、本意匠は現有設計または現有設計の特徴の組合せと比較して、両者の差異が物品の意匠の全体的な視覚効果に顕著な影響を与える場合、両者には顕著な相違点を備えると認められる。

意匠が専利法第23条第1、2項の規定を満たすか否かを判定する場合、本意匠に係る物品の「一般消費者」の知識レベル及び認知能力に基づいて評価すべきである。本意匠に係る物品の「一般消費者」としては、意匠出願日以前の同種または類似物品の意匠及びその常用設計手法について、常識程度の認識を持ち、意匠に係る物品同士の形状やパターン、色彩の相違点について、ある程度の識別力を有しているが、物品の形状やパターン、色彩の軽微な変化まで注意が行き届かない。

初歩結論についての具体的な説明および解釈は続頁 II-XII を参照されたい。

専利権評価報告 専用印鑑	審査官： 寧小軍	チェック： 余曉廓	完成日付： ____年__月__日
-----------------	-------------	--------------	----------------------

※この後「初歩結論に対する具体的な説明と解釈」が続きます※

(原稿受領日 2019年2月6日)